



児童手当などの手続をしましょう!



	受給資格者など	請求者の所得制限限度額 (給与所得控除後)	手当の月額など	申請に必要なもの														
児童手当	小学校6年生までの児童を養育している人	所得制限限度額は、請求者の加入している年金や、扶養人数などによって異なります。また、児童手当の所得額の計算では、所得から控除されるものもあります。	[3歳未満] 一律1万円	<ul style="list-style-type: none"> ●印鑑 ●申請者名義の預金通帳(郵便局以外) ●申請者の健康保険証または、年金加入証明書(用紙は子育て支援課で配布) ※申請内容により、ほかのものが必要になる場合があります。														
		<table border="1"> <tr> <th>扶養人数</th> <th>国民年金加入者・年金未加入者など</th> <th>厚生年金・共済・船員保険加入者など</th> </tr> <tr> <td>2人</td> <td>536万円</td> <td>608万円</td> </tr> <tr> <td>4人</td> <td>612万円</td> <td>684万円</td> </tr> </table>	扶養人数		国民年金加入者・年金未加入者など	厚生年金・共済・船員保険加入者など	2人	536万円	608万円	4人	612万円	684万円	[3歳以上小学校6年生まで] 1人目・2人目の児童 5,000円 3人目以降の児童 1万円					
		扶養人数	国民年金加入者・年金未加入者など		厚生年金・共済・船員保険加入者など													
2人	536万円	608万円																
4人	612万円	684万円																
児童扶養手当	離婚・未婚・死亡・遺棄及び拘禁などで父親がいない、または父親が重度の障害の状態にある、18歳以下の児童(18歳に達した最初の3月31日まで)を監護している母で、事実上婚姻関係のない人、または養育者で公的年金を受給していない人 ※必ず申請者本人が手続をしてください。	<table border="1"> <tr> <th>支給区分</th> <th>所得限度額</th> </tr> <tr> <td>全部支給</td> <td>例：扶養人数2人の場合 95万円</td> </tr> <tr> <td>一部支給</td> <td>例：扶養人数2人の場合 268万円</td> </tr> </table>	支給区分	所得限度額	全部支給	例：扶養人数2人の場合 95万円	一部支給	例：扶養人数2人の場合 268万円	<table border="1"> <tr> <th>児童1人</th> <th>2人目の児童</th> </tr> <tr> <td>4万1,720円</td> <td>5,000円増</td> </tr> <tr> <th>児童1人所得に応じて</th> <th>3人目以降1人につき</th> </tr> <tr> <td>4万1,710円～9,850円</td> <td>3,000円増</td> </tr> </table>	児童1人	2人目の児童	4万1,720円	5,000円増	児童1人所得に応じて	3人目以降1人につき	4万1,710円～9,850円	3,000円増	<ul style="list-style-type: none"> ●母子家庭などの証明書 ●戸籍謄本 ●印鑑 ●健康保険証 ●申請者名義の預金通帳 ※申請内容により、ほかのものが必要になる場合があります。
		支給区分	所得限度額															
全部支給	例：扶養人数2人の場合 95万円																	
一部支給	例：扶養人数2人の場合 268万円																	
児童1人	2人目の児童																	
4万1,720円	5,000円増																	
児童1人所得に応じて	3人目以降1人につき																	
4万1,710円～9,850円	3,000円増																	
母子家庭等医療費	・20歳未満の児童を扶養している母子(父子)家庭の母(父)と児童 ・20歳未満で両親のいない家庭の児童 ・配偶者の身体に障害がある家庭の母(父)と20歳未満の児童	所得税が課せられていない世帯	給付額	<ul style="list-style-type: none"> ●印鑑 ●健康保険証 ●申請者名義の預金通帳 ※申請内容により、ほかのものが必要になる場合があります。														
	小学校就学の始期から義務教育修了までの母子家庭などの児童で、1回の入院が14日を超えた場合	制限なし	保険診療分から付加給付額及びそのほか補てんされた医療費を控除した額	<ul style="list-style-type: none"> ●印鑑 ●健康保険証 ●申請者名義の預金通帳 ●領収書 														
こども医療費	対象年齢	自己負担金		<ul style="list-style-type: none"> ●印鑑 ●母子手帳 ●健康保険証 ※申請内容により、ほかのものが必要になる場合があります。														
	0歳～小学校2年生修了前(8歳に達した最初の3月31日まで)	通院の場合	入院の場合															
		1回500円(500円に満たない場合はその額) 1か月4回まで自己負担 5回目以降は自己負担金なし	1日500円															
	処方せんの交付により薬局へ行った場合は、薬局での自己負担金はありません。																	

※既に申請を済ませている人は、手続の必要はありません。詳しくは、子育て支援課へお問い合わせください。

もっと働きたいお母さんを応援します! 母子家庭の母の就労支援事業

母子家庭の母の就労を支援する事業として、市は2つの事業を実施しています。

①自立支援教育訓練給付金

パソコン、ホームヘルパー、医療事務などの指定講座の受講料20%に相当する額を支給します(上限10万円、下限4,000円)。

②高等技能訓練促進費

看護師、保健師、助産師などの国家資格取得のために2年以上修業する場合に、修業期間の最後の3分の1の期間(12か月を限度)、月額10万3,000円を支給し

ます(平成20年度入学者から、市民税非課税世帯は10万3,000円、課税世帯は5万1,500円になります。また、入学支援修了一時金も支給します)。

※①②ともに児童扶養手当受給者、または同様の所得水準にある母子家庭の母が対象です。必ず事前に、子育て支援課へお問い合わせください。



問い合わせ

子育て支援課 ☎55-2738 ☎51-0247
fu-kosodate@div.city.fuji.shizuoka.jp